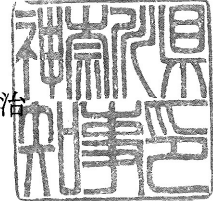


水第 1311 号  
令和 5 年 6 月 14 日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (諮問)

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第3号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすすめる総トン数及び漁業者の数のその他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすすめる漁業者の数の数(人)	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすすめる漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
いなだ、このろ及びをらと狩刺し網漁業	1	定めなし	共第1号共同漁業権の漁場の区域内の横須賀市野比、長沢及び津久井地先の海面	7月1日から翌年3月31日まで	横須賀市長沢に漁業根拠地を有しており、かつ、共第1号共同漁業権の漁場の区域においていなだ、このろ及びをらと狩刺し網漁業を営むことにして当該漁業権の漁業者の受忍を受けている者	なし	令和5年7月3日から同年8月2日まで	令和5年8月18日から令和8年4月16日まで

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業の使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。